

1. 義務を課し又は権利を制限する条例の制定状況

各団体が独自に制定している条例に関する調（令和5年4月1日 から 令和7年3月31日 まで）

① 都道府県分

ア 総括表

都道府県名	総務	経済	教育文化	建設	厚生	警察消防	自然保護 環境保全	消費者 保護	その他	合計
北海道										0
青森県										0
岩手県										0
宮城県						1				1
秋田県										0
山形県							1			1
福島県							2			2
茨城県						1	2			3
栃木県						1	1			2
群馬県						1				1
埼玉県							1			1
千葉県						1	1			2
東京都										0
神奈川県										0
新潟県							1			1
富山県										0
石川県										0
福井県										0
山梨県										0
長野県							1			1
岐阜県							1			1
静岡県										0
愛知県										0
三重県										0
滋賀県	1			1	1	1	1			5
京都府										0
大阪府						1	1		1	3
兵庫県						1	1			2
奈良県				1						1
和歌山県						1			2	3
鳥取県										0
島根県										0
岡山県					1					1
広島県					1					1
山口県	1						1			2
徳島県										0
香川県							1			1
愛媛県						1				1
高知県										0
福岡県										0
佐賀県						1				1
長崎県										0
熊本県										0
大分県										0
宮崎県										0
鹿児島県										0
沖縄県										0
合計	2	0	0	2	3	11	16	0	3	37

※各団体が独自に制定している義務を課し又は権利を制限する条例のうち罰則を設けているものの制定状況である。ただし、「地方自治法以外（文化財保護法、行政不服審査法等）の法令に基づき制定した義務を課し又は権利を制限する条例」、「法244条の2に基づき制定した公の施設の設置・管理条例」、「法228条に基づき制定した使用料等に関する条例のうち、使用料等に関する部分のみが義務付与・権利制限になっている場合」については、対象外としている。

イ 内訳表

【総務関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
滋賀県	個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	R5. 4. 1		個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の整備を行うもの。	旧実施機関の職員であった者等が、正当な理由がないのに、旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の要件を満たすものを提供したとき	2年以下の懲役または100万円以下の罰金
山口県	山口県公文書等管理条例	R6. 4. 1		公文書等の適切な保存及び利用を目的とする。	職務上知ることができた秘密を漏らした者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【建設関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
滋賀県	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例		R5. 4. 1	県土の景観形成に関し、県等の責務を明らかにすること等により、美しいふるさと滋賀の風景を守り育てることを目的とする。	景観法第16条第1項の規定による届出に係る行為が完了した旨の届出をせず、または虚偽の届出をした者	5万円以下の罰金
奈良県	奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例	R5. 10. 1		太陽光発電施設が自然環境、生活環境その他の環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設と地域環境が調和するよう、その設置及び維持管理等に関して必要な事項を定めることにより、生活環境に係る被害を防止し、環境の保全を図り、もって県民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に資することを目的とする。	設置等許可を受けずに太陽光発電施設の設置をした者	5万円以下の過料

【厚生関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
滋賀県	滋賀県青少年の健全育成に関する条例		R6. 4. 20	青少年を取り巻く環境の整備を図るとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為等から青少年を保護し、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。	①青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者等 ②青少年に対し対償の供与等をして当該青少年から使用済み下着等を譲り受けた者等	30万円以下の罰金
岡山県	岡山県青少年健全育成条例		R6. 7. 5	青少年の生活環境の整備を助長するとともに、青少年の健全な成長を害するおそれのある環境及び行為から保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。	青少年に拒まれたにもかかわらず児童ポルノ等の提供を求めた場合や、青少年を威迫し、欺き、困惑させて児童ポルノ等の提供を求めた場合、財産上の利益を供与し、若しくはその供与を約束して児童ポルノ等の提供を求めた場合	30万円以下の罰金
広島県	広島県青少年健全育成条例		R7. 1. 1	青少年の健全な育成に関して基本となる事項を明らかにし施策の推進を図るとともに、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある行為から青少年を保護し、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。 (淫行・わいせつ行為の勧誘等の禁止、性的な画像（児童ポルノ等）の提供要求行為の禁止に対する罰則の追加)	1 第38条の9第1項又は第2項の規定による命令に違反した者 2 第39条第1項の規定に違反した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【警察消防関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
宮城県	暴力団排除条例		R5. 7. 1	暴力団の排除を目的とする。	暴力団事務所を開設し、又は運営した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
茨城県	茨城県暴力団排除条例の一部を改正する条例		R6. 4. 1	暴力団が県民等の生活及び事業活動に不当な影響を与えている現状にかんがみ、本県からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益供与等の禁止その他必要な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活の確保と社会経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	住居地域等における暴力団事務所の開設又は運営の中止命令に違反した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容
栃木県	栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例		R6. 7. 1	公衆に著しく迷惑をかける行為等を防止し、県民生活の安全と平穏を保持することを目的とする。 (改正内容) ①卑わいな行為として規制対象となる場所及び禁止行為を追加。 ②嫌がらせ行為として規制対象となる場所及び禁止行為を追加。	常習として卑わいな行為又は嫌がらせ行為を行った者 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
群馬県	群馬県暴力団排除条例		R5. 4. 1	暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより県民生活又は県内の事業活動に生じる不当な影響を排除するため、暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団の威力を利用することの禁止等について定めることにより、暴力団排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活の確保に資することを目的とする。	①暴力団事務所を開設し、又は運営した者 ②相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることを知って用心棒の役務の提供を受けた特定営業者 ③特別強化地域において用心棒の役務を提供した暴力団員 ④暴力団事務所の開設等の禁止規定違反者に対する中止命令に違反した者 2年以下の懲役又は50万円以下の罰金
千葉県	千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例	R7. 1. 1		盗品等の売買等の防止及びこれの速やかな発見を図るため、特定金属類取扱業に係る業務について必要な規制を行うことにより、窃盗その他の犯罪の防止を図るとともに、これによる被害の迅速な回復に資することを目的とする。	次の各号のいずれかに該当する者 一 第三条の規定に違反して許可を受けずに特定金属類取扱業を営んだ者 二 偽りその他不正の手段により第三条の許可を受けた者 三 第九条の規定に違反した者 四 第二十条の規定による命令に違反した者 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
滋賀県	滋賀県琵琶湖等水上安全条例		R6. 7. 1	琵琶湖等における水上交通の安全を確保し、あわせて水上交通に起因する障害の防止に資するとともに、水上の使用に関する事故の防止を図ることを目的とする。	酒気を帯びた状態で船舶を操船した者で、その操船をした場合において酒に酔った状態にあったもの 3月以下の懲役または50万円以下の罰金
大阪府	大阪府暴力団排除条例		R6. 7. 1	この条例は、暴力団による不当な行為その他暴力団を利する行為を防止し、及びこれらにより府の事務若しくは事業、府の区域における事業活動又は府民の生活に生ずる不当な影響を排除することその他の暴力団の排除に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除のために必要な事項等を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって府民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	一 相手方が暴力団員等又は暴力団員等が指定した者であることの情を知って、第十六条の二又は第十六条の三の規定に違反した者 二 第十六条の四又は第十六条の五の規定に違反した者 三 第十八条第一項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者 四 第二十五条の規定による命令に違反した者 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
兵庫県	暴力団排除条例の一部を改正する条例		R6. 5. 1	暴力団の排除に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、暴力団事務所等に関する規制その他の必要な措置を定めることにより、暴力団による不当な影響を排除し、もって安全で安心な県民生活の確保に資することを目的とする。	都市計画法に規定する用途地域（工業専用地域を除く。）において暴力団事務所等を運営し、運営の中止命令に違反した者 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
和歌山県	和歌山県暴力団排除条例		R5. 7. 1	暴力及びこれを背景とした資金獲得活動により暴力団が県民の生活及び事業活動に対する大きな脅威となっている現状に鑑み、和歌山県からの暴力団排除に関して基本理念を定め、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策、少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益供与の禁止等を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により県の行政、県内の事業活動及び県民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって県民の安全で安心かつ平穏な生活を確保し、和歌山県における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする	暴力団事務所開設等禁止区域において、暴力団事務所を開設等をした者に対する開設等中止命令に違反した者 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
愛媛県	愛媛県風俗案内業の規制に関する条例	R6. 10. 1		清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗案内業について、風俗案内を行うことができる地域等を制限し、及び少年に風俗案内所を利用させること等を規制し、もって県民が安心して暮らすことができる健全な生活環境の形成に資することを目的とする。	(1) 第7条第1項の規定に違反して風俗案内を行った者 (2) 第7条第2項の規定に違反して風俗営業等確認簿を備えず、これに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載し、又はこれを保存しなかった者 (3) 第9条の規定に違反して従業者名簿を備えず、これに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載し、又はこれを保存しなかった者 (4) 第10条第1項の規定に違反して風俗案内業に係る業務に従事させた者 (5) 第10条第2項の規定に違反して記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者 (6) 第15条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者 (7) 第15条第2項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
佐賀県	佐賀県迷惑行為防止条例		R6. 9. 1	県民及び滞在者等に著しく迷惑をかける行為を防止し、もってその平穏な生活を保持することを目的とする。	常習として不当な客引き行為等の禁止行為をした者	6月以下の懲役又は100万円以下の罰金

【自然保護・環境保全関係】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
山形県	山形県立自然公園条例		R6. 4. 1	県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。 (R6. 4. 1一部改正) 野生動物に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で県立公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを罰則の対象とし、特別地域内の行為規制に違反した場合の罰則を引上げた。	原状回復命令又は中止命令に違反した者 特別地域内において、知事の許可を受けなければしてはならない行為を許可を受けずにした者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
福島県	福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例	R7. 1. 1		特定再生資源物の屋外における適正な保管及び保管に伴う作業について、屋外保管事業場設置者及び県の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定めることにより、屋外に保管された特定再生資源物の崩落、火災その他の事故を防止し、併せて当該保管に伴う騒音等の発生の防止等を図り、もって県民生活の安全の確保及び生活環境の保全に資することを目的とする。	1 県の許可を受けずに屋外保管事業場を設置した者 2 県の許可を受けずに屋外保管事業場の設置の場所、面積、保管する特定再生資源並びにその保管量及び保管の高さ等を変更した者 3 不正の手段により県の許可、許可の更新、変更の許可又は譲受けの許可を受けた者 4 保管基準違反等に対する県の措置命令又は停止命令に違反した者 5 県の許可を受けずに屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けた者	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
福島県	福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	R6. 4. 1		土砂等の埋立て等について、土砂等の埋立て等を行う者、土地の所有者、土砂等を発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等の規制に関し必要な事項を定めることにより、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、もって県民の安全の確保に資することを目的とする。	1 県の許可を受けずに土砂等の埋立て等を行った者 2 県の許可を受けずに許可を受けた土砂等の埋立て等の目的、土地の面積、土砂等の量、期間、管理責任者、計画等条例及び規則に定める事項を変更し土砂等の埋立て等を行った者 3 県の許可を受けずに許可を譲り受け土砂等の埋立て等を行った者 4 偽りその他不正の手段により県の土砂等の埋立て等の許可又は変更許可を受けた者 5 緊急時の災害発生防止のための措置命令、無許可埋立て等に対する措置命令、許可取消者等に対する措置命令に違反した者	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
茨城県	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例		R5. 6. 1	土砂等による土地の埋立て等について、県、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。	土地の埋立て等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
茨城県	茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例	R6. 4. 1		再生資源物の屋外における適正な保管について、屋外保管事業場設置者及び県の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定めることにより、屋外に保管された再生資源物の崩落等の事故又は火災の発生等を防止し、併せて当該保管に伴う騒音又は振動等の発生の防止等を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。	許可を受けずに屋外保管事業場を設置した者	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

都道府県名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
栃木県	栃木県立自然公園条例		R5. 7. 1	県内にある優れた自然の風景地を保護し、及びその利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。 (改正内容) 罰則の対象となる行為を追加するとともに、特別地域において知事の許可を要する行為に対する罰則を引上げ。	原状回復命令又は中止命令に違反した者 特別地域において知事の許可を要する行為について、許可を受けずに行った者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
埼玉県	埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例	R7. 1. 1		製品等として使用した後に再資源化のために取引される金属及びプラスチックの保管及び破砕等について必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする。	知事の許可を受けずに特定再生資源屋外保管業を行った者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
千葉県	千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例	R6. 4. 1		金属及びプラスチックの再資源化の適正な実施を図るため、特定再生資源屋外保管業について必要な規制を行うことにより、保管物の崩落、火災の発生等を防止することで県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図ることを目的とする。	次の各号のいずれかに該当する者 一 第八条第一項又は第十二条第一項の規定に違反して特定再生資源屋外保管業を行った者 二 不正の手段により第八条第一項又は第十二条第一項の許可を受けた者 三 第十七条から第十九条までの規定による命令に違反した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
新潟県	新潟県立自然公園条例の一部を改正する条例	R6. 7. 1		県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。	以下規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者 1 知事の認可を受けて公園事業を執行する民間事業者が、認可を受けた内容に関し軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出ること 2 公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出ること 3 認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出ること	5万円以下の過料
長野県	長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例	R6. 4. 1		景観、自然環境その他の地域環境の保全及び県民の安全を確保し、もって地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的とする。	・ 条例に定める知事の許可又は届出を経ずに太陽光発電施設を設置した者 ・ 偽りその他不正の手段により知事の許可を受けた者又は虚偽の届出をした者 ・ 知事が求める報告等に応じない者又は虚偽の報告等をした者	5万円以下の過料
岐阜県	岐阜県立自然公園条例		R5. 4. 1	県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。	公園事業を廃止した場合の原状回復命令等に違反した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
滋賀県	滋賀県立自然公園条例		R6. 7. 1	県内にある優れた自然の風景地を保護すること等により、県民の保健、休養および教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。	公園事業を廃止した場合等における原状回復命令等に違反した者	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
大阪府	大阪府立自然公園条例		R5. 7. 1	この条例は、自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第七十二条から第七十六条まで及び第九十条の規定に基づき大阪府立自然公園(以下「自然公園」という。)の指定、自然公園の区域内における行為の規制等について定め、併せて自然公園に関し必要なその他の事項を定めることにより、府内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。	一 第六条第三項の規定に違反した者 二 第八条第一項の規定による命令に違反した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
兵庫県	太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の一部を改正する条例		R6. 10. 1	太陽光発電施設等が景観、居住環境、自然環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設等の設置等(太陽光発電施設等の設置及び管理をいう。以下同じ。)に関して必要な事項を定めることにより、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り、もって良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的とする。	土砂の流出その他の災害の発生を防止するための措置命令に違反した者	50万円以下の罰金
山口県	山口県立自然公園条例の一部を改正する条例		R6. 6. 1	県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。	第12条第3項の規定に違反した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
香川県	香川県立自然公園条例		R5. 4. 1	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。	特別地域内において不許可行為をした者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

【その他】

都道府県名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
大阪府	大阪府二千二十五年日本国際博覧会の準備及び開催時における小型無人機等の飛行の禁止に関する条例	R6. 11. 13		この条例は、二千二十五年日本国際博覧会(令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(平成三十一年法律第十八号)第一条に規定する博覧会をいう。)の準備及び開催時における対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、博覧会の円滑な準備及び運営の確保に資することを目的とする。	一 第四条第一項の規定に違反した者 二 前条第一項の規定による警察官の命令に違反した者 (参考) 第四条 何人も、前条第五項の規定により知事が定める期間については、対象地域及び対象施設周辺地域の上空において、小型無人機等を飛行させてはならない。 第七条 警察官は、第四条第一項又は第三項の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機等の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機等の飛行に係る機器を対象地域又は対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の博覧会の円滑な準備及び運営の確保に必要な措置をとることを命ずることができる。	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
和歌山県	和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例	R6. 4. 1		全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(以下「共生社会」という。)の実現に寄与することを目的とする。	条例第17条第5項の規定(和歌山県障害者差別解消調整委員会の委員の守秘義務)に違反して秘密を漏らした者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
和歌山県	和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例	R5. 4. 1		この条例は、水上オートバイに関し、その航行の規制その他の水上オートバイの航行の適正化に必要な措置を講ずることにより、公共水域の利用の適正化並びに公共水域における安全の確保及び良好な環境の保全を図るとともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資することを目的とする。	規制水域に水上オートバイを乗り入れ、又は航行させている操船者であつて、県からの水上オートバイの航行の停止又は水上オートバイの速やかな規制水域外への移動の命令に従わないもの	5万円以下の過料

② 市町村分  
ア 総括表

都道府県名	総務	経済	教育文化	建設	厚生	警察消防	自然保護 環境保全	消費者 保護	その他	合計
北海道										0
青森県										0
岩手県										0
宮城県										0
秋田県										0
山形県										0
福島県				1			3		1	5
茨城県							1			1
栃木県							2			2
群馬県										0
埼玉県							4			4
千葉県							3			3
東京都	1									1
神奈川県							2			2
新潟県							1			1
富山県										0
石川県										0
福井県				1						1
山梨県				1						1
長野県							1			1
岐阜県										0
静岡県							4			4
愛知県		1								1
三重県										0
滋賀県			1							1
京都府							2			2
大阪府							1			1
兵庫県				1		1	4			6
奈良県				1						1
和歌山県										0
鳥取県										0
島根県										0
岡山県										0
広島県										0
山口県										0
徳島県										0
香川県										0
愛媛県							1			1
高知県	1								1	2
福岡県							2			2
佐賀県										0
長崎県							1			1
熊本県			1							1
大分県										0
宮崎県										0
鹿児島県			1			1				2
沖縄県									1	1
合計	2	1	3	5	0	2	32	0	3	48

※各団体が独自に制定している義務を課し又は権利を制限する条例のうち罰則を設けているものの制定状況である。ただし、「地方自治法以外（文化財保護法、行政不服審査法等）の法令に基づき制定した義務を課し又は権利を制限する条例」、「法244条の2に基づき制定した公の施設の設置・管理条例」、「法228条に基づき制定した使用料等に関する条例のうち、使用料等に関する部分のみが義務付与・権利制限になっている場合」については、対象外としている。

イ 内訳表

【総務関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
東京都	北区	東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例	R5. 4. 1		区の機関が保有する死者に関する情報の取扱いについて必要な事項を定め、死者に関する情報の管理の適正を期するとともに、区の機関が保有する死者に関する情報の開示、訂正等の手続について定めることにより、死者の尊厳の保護及び信頼される区政の実現を図ることを目的とする。	正当な理由がないのに、死者の秘密に属する事項が記録された死者情報ファイルを提供した者	2年以下の懲役又は百万円以下の罰金
高知県	高知市	高知市公文書等の管理に関する条例	R5. 4. 1		公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって職員における公文書等の適正な管理に対する意識を醸成し、市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。	高知市公文書管理委員会の委員（委員であった者を含む。）で職務上知り得た秘密を漏らした者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【経済関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
愛知県	常滑市	常滑市宿泊税条例	R7. 1. 6		市は、旅行やビジネスを目的とした来訪者の受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用に充てるため、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第14条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由なく記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿した者</li> <li>・第14条第1項の規定に違反して同項の帳簿を5年間保存しなかった者</li> <li>・第14条第2項の規定により作成すべき書類について正当な事由なく作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿した者</li> <li>・第14条第2項の規定に違反して同項の書類を2年間保存しなかった者</li> </ul>	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【教育文化関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
滋賀県	近江八幡市	近江八幡市歴史的な価値を有する建築物の保存及び活用に関する条例	R5. 4. 1		歴史的建築物を地域の資産として良好な状態で将来の世代に継承することを目的とする。	違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じた市長の命令に違反した者	50万円以下の罰金
熊本県	山都町	国宝「通潤橋」条例		R5. 9. 20	通潤橋の公共のための保存と、広く公開し文化的活用を図ることを目的とする。	許可が無い物品販売や無人航空機の飛行等をした者	5万円以下の過料
鹿児島県	垂水市	垂水市立公園の設置及び管理に関する条例	R6. 6. 1		都市公園以外の公園で他の条例に定めのない公園の設置、管理等について、必要な事項を定めるもの。	偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者	その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料

【建設関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
福島県	西郷村	西郷村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	R5. 12. 28		この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって村民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。	(1) 第27条第1項又は第28条第1項から第5項までの規定による命令に違反した者 (2) 第9条、第16条第1項又は第25条第1項の規定に違反して特定事業を行った者	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
福井県	越前市	越前市ラブホテル建築規制条例		R6. 12. 20	ラブホテルの建築に対し必要な規制を行い、市民の健全な生活環境の保持及び青少年の健全な育成を図ることを目的とする。	建築の中止命令に違反した者	6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
山梨県	身延町	身延町風致地区条例	R5. 4. 1		都市の風致を維持することを目的とする。	7条1項の規定による町長の命令に違反した者	50万円以下の罰金
兵庫県	神戸市	神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例		R5. 6. 1	住環境等の保全及び育成について基本となる事項や建築物に関して必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な住環境等の保全及び育成を図ることを目的とする。	特定の建築物を建築した者	50万円以下の罰金
奈良県	奈良市	奈良市ラブホテル及びびばちんこ屋等建築等規制条例		R7. 3. 31	この条例は、本市におけるラブホテル及びびばちんこ屋等の建築等について必要な規制を行うことにより、世界遺産を有する本市固有の歴史的景観を保全するとともに、市民の良好な生活環境の確保及び青少年の健全な育成に資することを目的とする。	第9条の規定による命令に違反した者 ※第9条 市長は、ラブホテル建築禁止区域内及びびばちんこ屋等建築禁止区域内又は市長の同意を得ずにラブホテル建築規制区域内及びびばちんこ屋等建築規制区域内でラブホテル等を建築しようとする者、建築している者若しくは建築した者又は前条の勧告に従わない者に対し、当該ラブホテル等の建築の中止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて当該建築の変更、原状の回復、除却その他必要な措置を講じることを命じることができる。	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

【警察消防関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
兵庫県	尼崎市	尼崎市暴力団排除条例		R6. 4. 1	この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団事務所に関する規制その他の必要な措置を定めることにより、暴力団の排除に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等の安全で平穏な生活等の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	第13条第2項の規定による命令に違反した者又は第20条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者	1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金
鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例	R5. 10. 1		公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等、事業者等及び地域団体と連携して、公共の場所を快適に通行し、又は利用することができる環境の形成を図り、もって安心して安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。	・第11条の規定による命令に違反した者 ・第12条の報告をせず、又は虚偽の報告をした者 ・第13条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者 ・法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条に規定する行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。	5万円以下の過料

【自然保護・環境保全関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
福島県	白河市	白河市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	R6. 6. 1		土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって市民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。	規定に違反して特定事業を行った者、規定による命令に違反した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
福島県	矢祭町	矢祭町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	R6. 7. 1		土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって町民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業の許可の取り消し又は停止及び措置命令等の命令に違反した者</li> <li>・特定事業の許可・許可変更・譲り受けに違反して特定事業を行った者</li> </ul>	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
福島県	新地町	新地町土砂等による盛土等の規制に関する条例	R6. 3. 27		土砂等による盛土等について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び環境の保全を図り、もって町民の生命、身体及び財産の保護並びに安全で良好な生活環境を確保することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定に違反して盛土等を行った者、偽りその他不正の手段により許可を受けた者、命令に違反した者</li> <li>・報告をせず、又は虚偽の報告をした者、立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</li> <li>・届出をせず、又は虚偽の届出をした者、規定に違反し、標識を設置しなかつた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以下の懲役又は100万円以下の罰金</li> <li>・50万円以下の罰金</li> <li>・30万円以下の罰金</li> </ul>
茨城県	利根町	利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	R6. 4. 1		土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び町民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 事業の許可を受けなかつた者 (2) 事業の停止その他必要な措置に関する命令に違反した者 (3) 改善命令に違反した者	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
栃木県	鹿沼市	鹿沼市大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例	R6. 4. 1		大芦川流域における市民の平穏な生活にとって特に迷惑となる行為の規制に関し必要な事項を定めることにより、大芦川流域の良好な生活環境及び豊かな自然環境の保全を図ることとする。	禁止行為をした者	5万円以下の罰金
栃木県	市貝町	市貝町サシバの里保全創造条例	R6. 4. 1		市貝町の里地里山の重要な構成要素である希少野生動植物及び文化・歴史的遺産等を含めた里地里山を保全し、資源の循環と持続可能な利用の促進を図るため、町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、希少野生動植物の指定、里地里山保全地域の区域内における保全その他の措置を総合的に講ずることにより里地里山と調和する美しく住みよい郷土づくりに寄与し、さらに将来の町民にもこれを継承することを目的とする	特別希少野生動植物の捕獲等をした者 偽りの手段により許可を受けた者 特別希少野生動植物の捕獲等の許可の条件に違反した者	1年以下の懲役
埼玉県	さいたま市	さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例	R6. 8. 1		再生資源物の屋外における適正な保管について必要な事項を定めることにより、屋外に保管された再生資源物の火災・延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭、水質の汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。	第8条第1項の規定に違反して、市長の許可を受けずに、屋外保管事業場を設置した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
埼玉県	越谷市	越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例	R6. 7. 1		再生資源物の屋外における適正な保管について必要な事項を定めることにより、屋外に保管された再生資源物の火災・延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭、水質の汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。	(1) 第8条第1項の規定に違反して、許可を受けずに屋外保管事業場を設置し、又は屋外保管をした者 (2) 第12条第1項本文の規定に違反して、許可を受けずに屋外保管許可事業者の許可に係る事項の変更(同項ただし書に該当するものを除く。)をした者 (3) 不正の手段により第8条第1項の許可若しくは同条第2項の更新又は第12条第1項本文の変更の許可を受けた者 (4) 第14条第2項若しくは第3項、第20条第2項若しくは第3項又は第22条第2項の規定による命令に違反した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
埼玉県	美里町	美里町再生可能エネルギー発電設備の設置事業及び運営事業の適正管理に関する条例	R6. 4. 1		美里町の豊かな自然環境や田園環境、美しい景観及び安全・安心な生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全と再生可能エネルギー発電設備の設置及び再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とした土地の造成並びに再生可能エネルギー発電設備の維持管理に関し、必要な事項を定めることにより、事業区域及びその周辺の地域における災害の防止、生活環境の保全及び地元関係者との共生を図り、町民の安全と安心を確保することを目的とする。	(1) 第33条の規定による報告を求められて、定められた期限内に正当な理由なく報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (2) 第34条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者	20万円以下の罰金
埼玉県	宮代町	宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例	R6. 4. 1		廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることにより、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを図ることを目的とする。	資源物の収集又は運搬の禁止の命令に違反した者	20万円以下の罰金
千葉県	市川市	市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例	R5. 4. 1		江戸川放水路においてかき殻等を捨てることを禁止することにより、江戸川放水路を安全かつ清潔に利用することができる環境の保全を図ることを目的とする。	江戸川放水路において、かきその他の貝の身を取り出した殻を捨てた者	5万円以下の過料
千葉県	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例	R5. 7. 1		屋外保管された再生資源物の火災の発生又は延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、屋外保管に伴う騒音、振動、悪臭、水質の汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。	(1) 第6条第1項の規定に違反して、許可を受けずに屋外保管事業場を設置した者 (2) 不正の手段により第6条第1項の許可又は同条第2項の許可の更新を受けた者 (3) 第13条第1項本文の規定に違反して、許可を受けずに規則で定める事項を変更した者 (4) 不正の手段により第13条第1項本文の変更の許可を受けた者 (5) 第14条の規定に違反して、自己の名義をもって、他人に屋外保管を業として行わせた者 (6) 第18条第2項若しくは第3項又は第22条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
千葉県	大網白里市	大網白里市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	R5. 7. 1		土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。	第40条の規定に該当する者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
神奈川県	三浦市	三浦市散骨場の経営等の許可等に関する条例	R7. 1. 27		この条例は、三浦市における散骨場の経営等の許可等について必要な事項を定めることにより、散骨場の経営等その他散骨の適正を図り、もって公衆衛生の向上、生活環境の保全その他公共の福祉に寄与することを目的とする。	第4条第1項の経営等許可を受けずに散骨場の経営等を行った者	5万円以下の過料
神奈川県	伊勢原市	伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例	R7. 1. 1		廃棄物の発生を抑制し、再利用及び再生利用を促進するとともに、廃棄物の適正な処理を推進し、並びにポイ捨て等を防止することにより、資源の循環による有効な利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	第24条第2項の規定による命令に違反した者	20万円以下の罰金
新潟県	糸魚川市	糸魚川市希少野生動植物保護条例	R6. 10. 1		希少野生動植物の保護を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代へ継承していくことを目的とする。	特別指定希少野生動植物の個体等の捕獲等をした者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
長野県	大町市	大町市太陽光発電設備の設置管理等に関する条例	R6. 4. 1		市、事業者及び地域住民等の責務を明確化し、太陽光発電事業全般において、地域との共生及び良好な自然環境の保全等を図るとともに、市民の生命及び財産の保護並びに未来を託す世代に持続可能な地域を引き継ぐため、太陽光発電設備の設置管理等に関して適正な導入を促すことを目的とする。	正当な理由がなく以下に該当した者 ・虚偽の内容で事前協議若しくは変更事前協議を行った者 ・説明会の結果の報告及び協定書等の写しの提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告若しくは協定書等の写しの提出をした者 ・規定による許可を受けずに設置工事に着手した者 ・規定による事業関係資料の写しの提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の資料の提出をした者 ※罰則に関してはR6. 7. 1施行	5万円以下の過料

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
静岡県	浜松市	浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例	R5. 7. 1		住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。	堆積物の適切な保管、堆積物の処分その他の不良な生活環境を解消するための措置命令に違反した者	5万円以下の過料 (罰則規定はR5. 10. 1施行)
静岡県	沼津市	沼津市盛土等の規制に関する条例	R5. 10. 1		盛土等について必要な規制を行うことにより、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、安全で良好な生活環境を確保することを目的とする。	事業の許可、変更の許可、地位の承継に関する規定に違反して事業を行った者、原状回復命令、中止又は完了の届出に関する規定による命令に違反した者	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
静岡県	藤枝市	藤枝市まちをきれいにす条例		R6. 4. 1	地域環境の美化を推進し、良好な生活環境を確保することを目的とする。	給餌による迷惑行為を行った者	3万円以下の過料
静岡県	伊豆の国市	伊豆の国市土砂等による盛土等の規制に関する条例	R5. 10. 3		土砂等による盛土等について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び環境の保全を図り、もって市民の生命、身体及び財産の保護並びに安全で良好な生活環境を確保することを目的とする。	・許可を受けずに盛土をした者 ・偽りその他不正の手段により許可を受けた者 ・許可の基準等に適合させるために必要な措置の命令に違反した者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
京都府	城陽市	城陽市ポイ捨て禁止条例	R6. 4. 1		市、市民等、市民団体及び事業者が一体となって美しいまちづくりを推進するため、ペットボトル等、プラスチック製の袋等、吸い殻等その他のごみのポイ捨ての防止について必要な事項を定め、もって快適な生活環境の確保に資するとともに地球規模の問題となっている海洋汚染の原因となるごみを削減することを目的とする。	次の各号のいずれかに該当する者 (1)重点区域内において、第8条の規定に違反してペットボトル等、プラスチック製の袋等又は吸い殻等をみだりに捨て、又は放置した者 (2)重点区域外において、第12条の規定による命令に違反してペットボトル等、プラスチック製の袋等又は吸い殻等をみだりに捨て、又は放置した者	2万円以下の過料
京都府	精華町	精華町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	R6. 3. 29		不適正な土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積及び一時堆積が町内の生活環境に著しく影響を及ぼすことに鑑み、土地の埋立て等の行為について必要な規制を行うことにより、不適正な土地の埋立て等を防止し、もって町民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。	(1) 第11条第1項又は第16条第1項の規定に違反して、許可を受けないで事業を施行した者 (2) 第24条の規定に違反し、自己の名義をもって他人に事業を施行させた者 (3) 第25条第2項の規定による命令に違反した者	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
大阪府	忠岡町	忠岡町落書き行為の防止に関する条例	R6. 4. 1		落書きがまちの住環境を損ね、他の落書き行為又は犯罪を誘発するおそれがあることに鑑み、落書き行為の防止について、町、町民等、事業者及び建物所有者等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、町民が安心して快適に暮らすことができる環境の確保に資することを目的とする。	第7条第2項の規定による命令に違反した者	5万円以下の罰金
兵庫県	神戸市	神戸市港湾施設条例		R6. 4. 1	港湾施設に関し必要な事項を定め、港湾施設の適正かつ効率的な利用を図ることを目的とする。	規則で定める区域内において、特定の船舶を航行させた者	20万円以下の罰金
兵庫県	神戸市	須磨海岸を守り育てる条例		R6. 4. 1	須磨海岸の利用について、市民等の責務を明らかにするとともに、須磨海岸の利用及びその港湾施設の管理運営に関し必要な事項を定めることにより、利用の適正化を図るとともに、須磨海岸の健全化を推進し、市民等が愛着を持ち、安全に安心して利用することができる須磨海岸とすることを目的とする。	規則で定める区域内において、特定の船舶を航行させた者	20万円以下の罰金

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
兵庫県	尼崎市	尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例		R5. 4. 1	この条例は、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)の趣旨にのっとり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の施行について必要な事項を定めるとともに、廃棄物の発生の抑制、再利用(循環基本法第2条第5項に規定する再利用をいう。)及び再生利用(同条第6項に規定する再生利用をいう。)による廃棄物の減量の推進及び廃棄物の適正な処理の確保に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに循環型社会(同条第1項に規定する循環型社会をいう。)の形成を図ることを目的とする。	第12条第4項の規定による命令に違反して禁止行為を行った者	20万円以下の罰金
兵庫県	丹波市	丹波市太陽光発電施設と地域環境との調和に関する条例	R6. 4. 1		太陽光発電施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めることにより、良好な自然環境及び生活環境の保全並びに災害の防止を図ることを目的とする。	事業計画(変更を含む。)に関する届出をせず、又は虚偽の届出をし、太陽光発電施設を設置した者	5万円以下の罰金
愛媛県	西条市	西条市地下水の保全及び管理並びに適正な利用に関する条例	R5. 4. 1		石鎚山をはじめとする豊かな森林環境からの恵沢であり、平野を流れ瀬戸内海に注ぐ流域水循環の中で地下に浸透し育まれるうねきその他の地下水が、本市の環境、市民の暮らし及び産業に欠かすことのできない重要な地域資源であることに鑑み、地下水を市民の共有財産である地域公水と位置付け、育水の考えの下、保全し、及び管理し、並びに適正な利用を図ることにより、清浄で豊かな地下水を次世代へ引き継ぎ、もって市民の健康の保持、快適で持続可能な生活環境の確保及び維持並びに持続可能な産業の発展に寄与することを目的とする。	第19条第2項の規定による規制事業場の設置の中止、原状回復又は代替措置の実施命令に違反した者 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたとき	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
福岡県	豊前市	豊前市資源ごみ等の持ち去り防止に関する条例	R4. 7. 1		ごみ収集場所からの資源ごみ等の持ち去り行為の防止を目的とする	持ち去り違反行為に係る禁止命令に違反した者	20万円以下の罰金
福岡県	久山町	久山町河川の環境を守る条例	R6. 7. 5		河川等の自然環境を保全し、町民の安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。	環境保全区域においてバーベキューや花火をする者に対し、その行為の中止を勧告したにもかかわらず、勧告に従わない者	2万円以下の過料
長崎県	佐世保市	佐世保市空き缶等の散乱防止及び緑化の推進に関する条例	R6. 9. 1		快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりに資することを目的とする。	勧告に従わず、かつ、命令に違反した者	5万円以下の罰金

【その他関係】

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	改正年月日	条例の目的又は主な内容	罰則の内容	
福島県	大熊町	大熊町駐車場条例	R5. 12. 15		町営駐車場の設置及び管理に関する必要な事項を定めて、道路交通の円滑化及び利用者の利便を図ることを目的とする。	詐欺その他不正な行為により使用料の徴収を免れた者	その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する
高知県	いの町	いの町水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例	R6. 4. 1		河川等における水上オートバイ等の利用に伴う事故を防止し、もって河川等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。	第9条第1項に規定する遊泳者安全区域において前条の規定に違反した者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
沖縄県	竹富町	竹富町観光案内人条例	R5. 11. 10		西表島等における持続可能な自然観光事業を推進し、もって持続可能な地域社会の発展に寄与することを目的とする。	第9条第1項の規定に違反して同項の免許を受けないで自然観光事業を営んだ者	5万円以下の過料